

受講手続き案内

佐賀労働局長登録1-9
有効期間満了日 令和11年3月30日

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

酸素欠乏危険作業については、**第1種**酸素欠乏危険作業にあつては「**酸素欠乏危険作業主任者技能講習**」又は「**酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから、また、「**第2種**酸素欠乏危険作業」にあつては「**酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから、「**酸素欠乏危険作業主任者**」を選任しなければなりません。

当協会が実施する「**酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習**」の修了者は、「**第1種及び第2種**酸素欠乏危険作業」において「**酸素欠乏危険作業主任者**」として選任することができます。

- ① **講習日** 申込書のとおり
- ② **講習会場** 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721）

講習場への地図、受講するために**用意する物等の注意事項は申込書の2ページ目**に掲載いたしてありますので、受講される方へ必ずお渡しください

- 2 **定員** 各実施日30名(定員になり次第締切り。但し5名に達しない時は中止する場合があります。)
- 3 **講習科目の一部免除を受けることが出来る方は、次のいずれか一つの資格を有する方です。**

①日本赤十字社の救急員認定証、②救急法一般講習Ⅱの合格証、③救急員適任証

(免除を受けたい方は、資格を証する資格証の写しを申込書に添付のうえご提出ください。)

- 4 **講習科目・時間・受講料** (申込書の2ページ目に掲載)
- 5 **申込方法**

別紙の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 日本赤十字社の救急員認定証資格証等の写 (免除を受ける場合)
- ④ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し (詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) **持参の場合** 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) **郵送の場合** 現金書留封筒にて「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会 (☎0952-37-8277)
- (3) **振込の場合** 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。③の資格証や④の本人確認書類のコピーは、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

※ 前記③④は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申し込み書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会 **検索**

FAX 0952-37-8278 Email: kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「**仮受付**」となり、席をお取りします。
入金確認後に「**本受付**」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、**適格請求書等に該当する領収証を発行**します。
- (3) 「**本受付**」後に、頂いた**申込書に受講番号**を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの（申込書の次頁に掲載）と一緒に**受講される方に必ず、お渡しください。**
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。

酸素欠乏危険作業の種類について

労働安全衛生法（酸素欠乏症等防止規則第2条）では、酸素欠乏危険作業について第1種と第2種に種類を分けています。

- 第1種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏の危険がある場所での作業
- 第2種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏及び硫化水素中毒の危険がある場所での作業

当協会では、「第2種酸素欠乏危険作業」に対応した技能講習（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習）を行っています。